

国分寺市営住宅入居応募要領

国分寺市営住宅の入居者を募集します。資格要件を満たす方のみ申し込みができます。

1 住所 国分寺市高木町一丁目8番地1（3階建・平成6年建築）

2 募集戸数 1戸2DK（鉄筋コンクリート3階建・駐車場有）3階1戸

3 申込用紙配布期間 令和8年1月15日（木）～令和8年1月30日（金）

4 申込期間 令和8年1月15日（木）～令和8年1月30日（金）

午前8時30分から午後5時（平日のみ）

5 申込方法 契約管財課へ持参（平日のみ）もしくは郵送

*郵送の場合、令和8年1月15日から1月30日までの消印または受付印があるものに限ります。

6 入居抽選方法 公開抽選及び資格審査

*公開抽選会の抽選番号、抽選日時及び抽選場所は、ハガキにてお知らせします。

【共通の資格】

- (1) 申込者本人が国分寺市内に 1 年以上居住する方で、そのことが住民票で証明できること。又は市外居住者であるが国分寺市内の同一の勤務場所に正規に雇用され、引き続き 3 年以上勤務していること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし当該親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定される暴力団員である場合は、この親族には含めません。また、一定の条件を満たす方（3 ページ【単身入居資格】）に該当する場合は単身であっても入居が可能です。
- (3) 申込者本人が暴力団員でないこと。

* 当選者は、警察署に暴力団員であるか否かを照会し確認します。

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
* 入居者又は同居者名義の持ち家を持っている場合等、住宅に困窮していると判定できないため、申し込みはできません。
- (5) 市・都民税及び国民健康保険税、その他市に対する納入金を滞納していないこと（同居親族を含む）
- (6) 世帯所得が一定の所得（* 1）を下回ること
 - 一般世帯・・・月額所得（世帯全員で） 158,000 円以下
 - 裁量世帯・・・月額所得（世帯全員で） 214,000 円以下

(* 1) 市営住宅へ入居するときの収入基準は、世帯における 1 年間の総所得金額を計算し、そこから該当する控除額を差し引いた残りの金額を 12 か月で割った額（世帯の収入額）で判定します。

＜裁量世帯＞

- 申込者本人が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の方である世帯。
- 下記のいずれかの条件に該当する心身障害者の方がいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1～4級のいずれかに該当する程度
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
 - ウ イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- 小学校就学前の子どもがいる世帯
- 以下の特定の条件に合致する方がいる世帯
 - ・ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者である場合
 - ・ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない場合
 - ・ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者である場合
- 配偶者等から暴力を受けた被害者で下記にあてはまる方
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から5年以内の方
 - ・ 裁判所からの接近禁止命令または退去命令の申立人で命令が出されてから5年以内の方

【単身入居資格】

下記の条件を満たす方は単身での入居が可能です。

- 下記のいずれかの条件に該当する心身障害者の方
 - ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1～4級のいずれかに該当する程度
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
 - ウ イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- 戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法特別項症から第6項症又は第1款症）
- 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者である場合
- 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過してい

ないもの

○生活保護受給者、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者

○配偶者等から暴力を受けた被害者で下記にあてはまる方

- ・配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から5年以内の方
- ・裁判所からの接近禁止命令または退去命令の申立人で、命令が出されてから5年以内の方

【収入月額の計算方法】

収入月額 = (世帯の年間総所得 - 総控除額) ÷ 12ヶ月

(例)

夫の年間所得：200万円、妻の年間所得：100万円、子（高校生）、子（小学生）

世帯の年間総所得：200万円 + 100万円 = 合計300万円

総控除額：38万円 × 3人（本人は除く） = 114万円、25万円 × 1人
= 合計139万円

収入月額：(300万円 - 139万円) ÷ 12ヶ月 = 134,166円

(控除額)

- ・本人を除く同居者及び別居の扶養親族・・・1名につき38万円
- ・老人扶養（70歳以上）・・・1名につき10万円
- ・特定扶養（16～23歳）・・・1名につき25万円
- ・普通障がい者・・・1名につき27万円
- ・特別障がい者・・・1名につき40万円
- ・寡婦控除・・・1名につき最高27万円
- ・ひとり親控除・・・1名につき最高35万円

(所得上限参考表)

月額所得金額		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
一般世帯 158,000円以下	年間総所得	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
裁量世帯 214,000円以下	年間総所得	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000

【入居の申込み方法】

以下のものを受付期間内に提出してください。

- 市営住宅入居申込書
- 官製はがき（住所・氏名を記入）2枚

＜注意していただきこと＞

- 申し込み者、又は同一の家族の方で、重複して申し込みをされた場合、2部屋以上の申し込みをされた場合は全部無効になります。
- 申し込み後、又は入居後に虚偽の申請が発覚した場合は、申し込みの無効、又は住宅を明け渡して頂きます。
- 申し込み後、住所及び勤務先の変更があった場合は必ず届け出てください。届け出がない場合は資格を失います。

【入居者の遵守事項】

○連帯保証人

市営住宅の契約時には連帯保証人が2名必要です。1人は必ずご親族になります。（市外の方でも可）2人目は、入居者と同等以上の所得がある方になります（市外の方でも可・親族以外の者でも可）。

○保証金は家賃の2ヶ月分になります。入居前に納入いただきます。

○共益費月額3,000円の負担があります。

○ペットの飼育はできません。

○市が整備した駐車場は有料です。（1世帯1台。使用料：月額10,000円）

駐車場を使用する場合は別に申し込みが必要です。ただし、1年ごとの更新となりますので、希望者が多い場合は抽選となる場合があります。

○退去時には住宅の損傷の程度に応じ、修繕をしていただきます。

【抽選方法】

○当日は公開抽選会とし、抽選機を使用して行います。なお当日は参加した者のなかから、抽選機を回す者1名、抽選結果の確認を行う者1名を以下の順番で選出し、市の職員1名を記録者とした立会人3名で行います。

(1) 参加者の中から立候補する者。ただし立候補者が3名以上いる場合は抽選とします。

(2) 立候補する者が2名未満の場合は、他の者は市の職員とします。

(3) 立候補する者がいない場合は、いずれの者も市の職員とします。

○立会者3名の方には記録に誤りがないか確認し署名をお願いします。

○当選者の他に補欠者を決定します。当選者が辞退した場合や失格となった場合は、補欠順位に従ってその方が当選者となります。

○抽選結果は全員にハガキにてお知らせします。

【当選後の手続き（資格審査）】

○当選された方は指定した期間内に下記の書類を提出してください。

＜提出する基本書類＞

住民票（世帯全員の記載分）

※住民票で親族の関係等が把握できない場合は、戸籍謄本が必要です。

令和6年度課税・非課税証明書

＜必要に応じて提出する書類＞

令和6年1月2日以降に転職・就職した方は、給与支払証明書・採用証明書・退職証明書又は離職票の写し

生活保護受給証明書

障害者手帳の写し

児童扶養手当受給資格証又は戸籍謄本

その他市が必要と認める書類

○資格審査の可否は審査結果通知書によりお知らせします。

国分寺市役所
総務部契約管財課管財係
電話：042-312-8689（直通）